R7固定資産税 現所有者課税用 (郵送専用)

## 富山市預金口座総合振替依頼書(自動払込利用申込書)



取扱金融機関 御中

富山市に納付義務のある公金について、下記預貯金口座から口座振替・自

	申込	日	令和	年		月	日	期 <sub>拉</sub>	ムグター	こなつ	(文払	うこと	2U7:	-(10)	で、約)	正寺	を唯語	忍のつ	て1仏特	しより	0	_
	納付義務者	住 (フ) 氏	所 <u>リガナ)</u> 名	( <del>T</del>					)							自携	_	_	-	_		
		(該	税目·料 :当番号 市·県 (普通衛	引(0)	種別	1 .				通知の桁			-	-	どです	- )	振 <sup>を</sup> ( 診	<u>か</u> 替方法 当 期別	·	見始♯ ・に(		※1 全期一括
★ゆうちょ銀	振替が対	2		<u>酸収分)</u> <b>資産税</b>	35	新規 1 · 新規	2 · 変更	取消	ļ	ļ			į	ļ	!	(	令和	期別 期別 17年』 から	2. 隻 (全	全期- 全期- う和7 から	年度	(全納納付)を し込まれた方で 1期に振替でき なかった場合は その年度は期別 で振替え、翌年 度から全期一指
	象		(種別 国民健愿	加里税 削割) 東保険料 道料金		新規 新規 新規 新規	変更 2 · 変更 2 ·	取消 3 取消 3 取消		お	      客 さ	まる	番号			- (	(	期別期から隔月	5) (	度か 2. 全 2. 毎	:納 <sub>隻から)</sub>	(全納納付)となります。
	ı⊢÷	金融機	i	と関 コ・	- F	銀	行庫協合		」 丿ガ	<u>.</u>	支	店(所 店(所 張 所	f) 1. 2.	普 当	通 座		口戶	圣番号		がめ)               	ナ印	※2 納税準備 預金に・県民税、 は市・県産税、 固定動車のみ振 自割のみ振 られます。
方に <b>もれなく</b> 行以外の金融	振 替 [	関外の	種	目	種別		便局		座名 ∷ □	号(6桁目か	「ある場合」	よ※欄に記	_			:	番号	(右·	ゔめ	)	_	
ご記入ください機関 ゆうちょ銀	座	ゆうちょ 銀行	振込先加 富山市自 富山市上	6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7	者 0-90 業管理	座 60123 者(上下:		 	0 <u>丿ガ</u> 座名					*						5届I·	ナ印	
行の	<b>※</b> ゆうち	よ銀行	    をご指定	名義人( <b>の場合</b> (	主所	(〒	↓規定な	べ適用さ	れます	۲.	)			(	<b>7</b> 3		_				)	

## 一約定一

- 1. 貴店に納付書が送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載金額を預貯金口座から引き落と しのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、 同払戻請求書の提出または小切手の振出しはいたしません
- 2. 振替日において納付書記載金額が預貯金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる 範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく納付書を返却してもさしつかえありません。
- <u>この契約を解除するときは、私から貴店に書面により届出ます。</u>なお、この届出がないまま長期間にわた り市から請求がないなど相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したも のとして取扱ってさしつかえありません。 4. 口座振替された税・料金についての「納付済通知書」は省略されてもさしつかえありません。
- この振替依頼書により口座振替された税・料金で過誤納金発生による還付金は、上記の預金口座へ 振込んでください
- 6. この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

	税目	加入済	加入	市受付印
市	171. 🗀		座	
市 使 用	市民			
欄	固定			
	軽自			

金融	検印	印鑑照合	受付印
機関使用	依頼書の内 年 (取扱金	•	理しました。 日
欄			卸

〈不備返却事由〉

- 1. 預金取引なし
- 4. 口座名義相違 5. その他
- 2. 口座番号相違
- 3. 印鑑相違
- ※不備返却分は下記へご返却ください。 富山市役所納税課 納税管理係
- 〒930-8510 富山市新桜町7-38 ※この依頼書が、市役所を経由せずに、直接 金融機関へ持ち込まれた場合には、お手数 ですが市役所にお届けください。

|※この口座振替依頼書は令和7年度からの固定資産税現所有者課税用です。令和6年度分の口座振替を希望される場合は、この用紙とは 別に口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

※令和6年1月2日~令和6年12月31日までに登記変更された場合は、納税義務者(通知書番号)が変更になりますので、この口座振替 依頼書では口座振替の登録ができません。納税通知書が届いてから改めてお手続きをお願いいたします。

4	·¥	,	•
4	∀ರ್	77	٦,
	7	•	